

競技注意事項

1 競技規則について

本大会は2024年度日本陸上競技連盟規則・競技会における広告及び展示物に関する規程、TR5及び本大会の競技注意事項によって実施する。

2 招集について

(1) 招集所はメイン競技場100mスタート後方第4ゲート裏付近に設ける。

(2) 招集時間は競技時刻30分前開始、15分前完了とする。

(3) 招集の方法については、次の通りである。

- ① 招集開始時刻に招集所で競技者係の点呼を受ける。その際、アスリートビブス・競技用靴のスパイクピンおよび靴底の厚さ・競技場内で着用するウェアや持ち込むバッグ類の商標の点検を受ける。トラック競技のみ腰ナンバー標識（2枚）を受け取る。
- ② 携帯電話等、TR6.3.2に関わる機器を持ち込んでないか確認を受ける。
- ③ 代理人による最終点呼は認めない。
- ④ 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権したものと見なされ出場できない。

3 競技場内への入場について

(1) 出発係の指示により、出発待機所からユニフォーム姿となり競技位置へ向かう。

(2) 競技終了後は、競技役員の指示に従いミックゾーンを通り退場する。1～6位の競技者を、入賞者控室に誘導する。

(3) 会場内への入退場は、必ずIDカードを明示する。また、コーチは会場において、常にIDカードが確認できるように携帯する。

4 欠場について

(1) 欠場する者は、陸連規定の「欠場届」（TICにも用意）に必要事項を記入し、熊本陸上競技協会へFAXで届けること。大会当日はTICへ届けること。

(2) 4月9日(火)12時以降に欠場届が提出された場合はDNSとする。

(一財)熊本陸上競技協会 FAX.096-388-1688

5 競技用靴（シューズ）について（TR5およびWA規則再改定を参照）

スパイクピンの長さは、9mm以内。いずれの場合もスパイクピンの数は11本以内とする。

競技用靴についてはWAの新規定が適用される。靴底の厚さは、800m以上の種目は25mmまでとする。（小学生は除く）

6 結果発表と抗議について

(1) 各種目の結果発表は大型スクリーンおよびアナウンスで行う。

(2) 発表された結果に対する抗議は、TR8.2に定められている時間内(同一日に次ラウンドが行われる場合にはアナウンス後15分以内、それ以外は30分以内)に、競技者自身または代理人が、TICを通じて審判長に対して口頭で行い、控室で裁定を聞く。さらに、この裁定に納得できない場合は預託金(1万円)を添え、担当総務員を通じてジュリーに文書で申し出る。

7 表彰について

各種目の1位から6位までの競技者の表彰は、正面スタンド前の表彰台で行う。

雨天時は、1Fロビーで行う。

8 ドーピングコントロールテストについて

- (1) 本競技会は、ワールドアスレティックス(WA) アンチ・ドーピング規則および規程、もしくは日本アンチ・ドーピング規程に基づく競技会(時)ドーピング検査対象大会である。競技会(時)検査は大会前日23時59分から検査が終了するまでの期間であり、尿又は血液(あるいは両方)の採取が行われる。検査該当者は検査員の指示に従って検査を受けること(競技/運動終了から2時間の安静後に採血が行われることもあるので留意すること)。また、上記の規則および規程の詳細内容およびドーピング検査については、JADAのウェブサイトにて事前に確認すること。
- (2) 競技会(時)検査の対象となった場合、顔写真付きの身分証明書が必要となる。顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、または顔写真が鮮明なパスポートのコピーなどを持参すること。
- (3) 本競技会参加者(18歳未満の競技者を含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従いドーピング検査の対象となることに同意したものとみなす。18歳未満の競技者については、本競技会へのエントリーにより、親権者の同意を得たものとみなす。したがって、本競技会参加者はドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- (4) 上記(3)にかかわらず本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者が署名した同意書を大会に持参すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)からダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名した当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。ドーピング検査実施時に親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング検査手続に一切影響がないものとする。
- (5) 本競技会参加者は、JADAクリーンスポーツ・アスリートサイト(<https://www.realchampion.jp>)などを利用して、アンチ・ドーピングについて事前に学習しなければならない。
- (6) TUE申請について
禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は“治療使用特例(TUE)”の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のウェブサイト(<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/medical/>)、又はJADAのウェブサイト(<https://www.realchampion.jp/resources/000162.html>)を確認すること。禁止物質・禁止方法についてTUEが付与されている場合には、その証明書(コピーで可)をドーピング検査の際に担当検査員へ提出すること。

9 一般注意事項

- (1) 競技場内で着用するウェアや持ち込むバック等に表示されている商標は、「競技会における広告及び展示物に関する規程」に示すサイズ・個数を超えてはならない。これに違反したものについては主催者で処置する。
- (2) 応急処置、その他健康上の問題が生じた場合は医務室に連絡する。
- (3) 競技会での疾病・傷害等の応急処置は主催者が行うが、以後の責任は負わない。
- (4) 「記録証明書」を希望する競技者は、TICに500円を添えて申し込むこと。
- (5) 荒天により競技を一時中断もしくは延期することがある。
- (6) 競技場内での写真撮影は、報道関係者(別紙参照)のみとし大会本部の許可を受けること。

10 練習会場の使用について（練習会場注意事項）

- (1) 練習及び選手待機所はえがお健康スタジアムおよび補助競技場を利用できる。また、雨天練習場も使用することができる。
- (2) 練習は、各個人の責任において行い、事故防止には万全を期す。大会当日の練習中に発生した疾病・傷害等については、応急処置は主催者において行うが、以後の責任は問わない。
- (3) 荷物などは、個人が責任を持ち管理する。
- (4) 練習会場内への入退場は、必ずIDカードを明示する。また、コーチは練習会場において、常にIDカードが確認できるように携帯する。